

● 全国知事会が浸水リスクの宅建業者説明義務を国に提言へ

全国知事会は、7月23日、宅建業者が土地や住宅を取り引きする際に、重要事項説明として契約の相手方に対して説明する事項に、浸水想定区域が記されたハザードマップの内容を含めるなど、リスクの説明を義務づけるよう国に提言することを決議したと同日のNHKテレビニュースが伝えた。この提案は、7月23日から富山市で開かれている全国知事会議で、危機管理・防災特別委員会の委員長をつとめる三重県の鈴木英敬知事から発表され、去年7月の西日本豪雨では、ハザードマップで浸水のリスクが示されていた地域でも住民の避難が遅れ、大きな課題になったことも踏まえ、現在、法律で宅建業者に重要事項説明が義務づけられているのは、土砂災害や津波災害の警戒区域等に土地や住宅が含まれる場合に限られていることから、浸水想定区域に含まれる場合についても、ハザードマップを提示するなど国に提言することになったと報じている。